

**第1節 地震、津波に関する情報の収集・伝達**

防災危機管理部 消防部 関係各部

市及び関係機関等は、津波、地震動に関する予・警報や情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

**1 津波に関する予・警報及び情報**

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、次のとおりである。なお、気象業務法では、大津波警報は津波特別警報に位置づけられている。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される最大波の津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)  海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	-------------------------------------	--

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類等

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準等

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山市が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区	区 域
富 山 県	富 山 県



2 地震動に関する予・警報及び情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。なお、気象業務法では震度6弱以上の緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられている。

地震動の特別警報、警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。また、観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨あわせて発表する。

さらに、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その後、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、各地域の震度などを含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を随時発表する。

(1) 地震動の特別警報、警報及び予報

区 分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上、またはマグニチュード3.5以上であるときに発表。

（※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表*。  ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

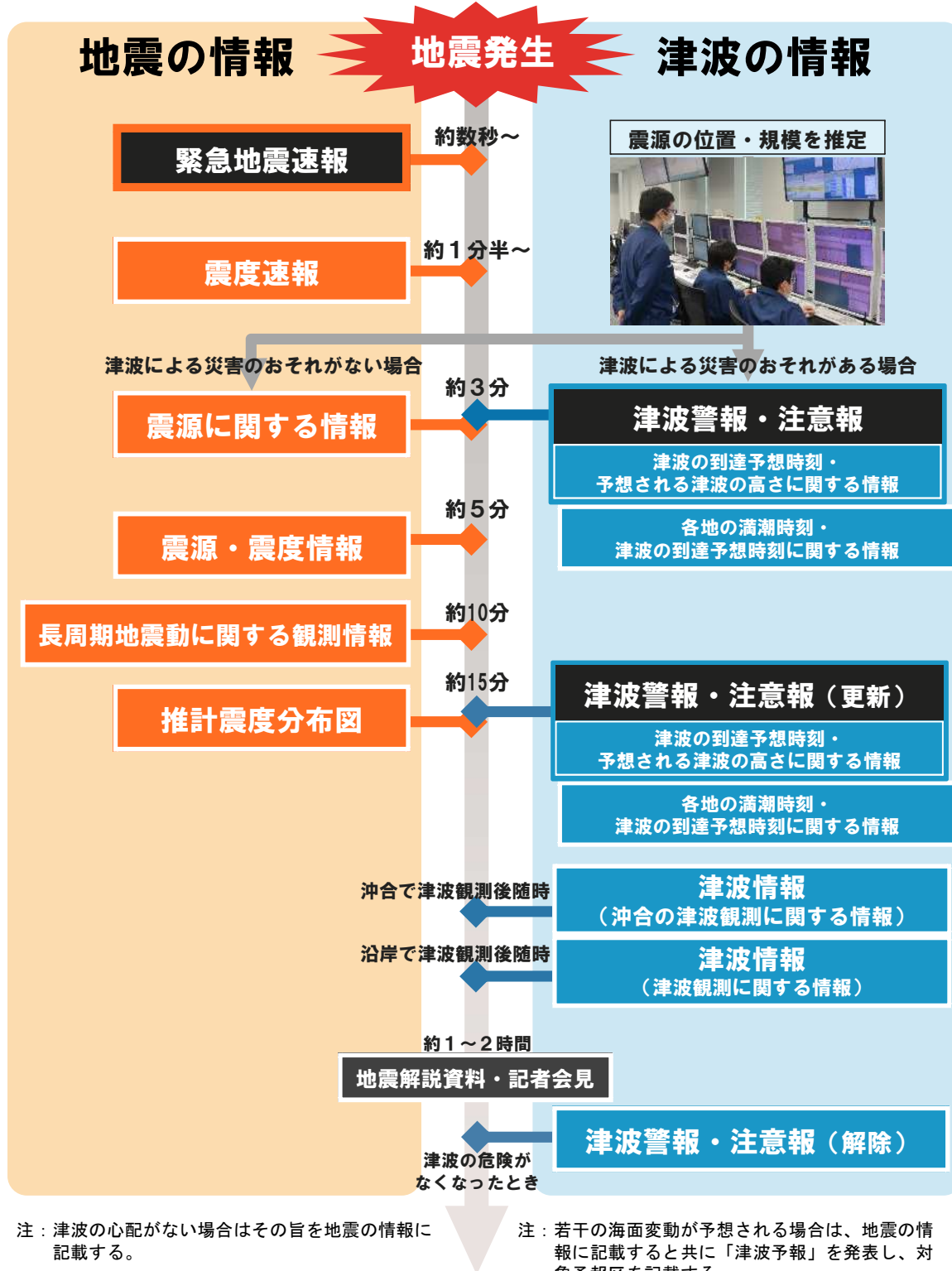
緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域のうち、富山市が属する地域は次のとおりである。

緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度情報で用いる区域名
富山	富山県東部



3 発表の流れ

## 地震及び津波に関する情報



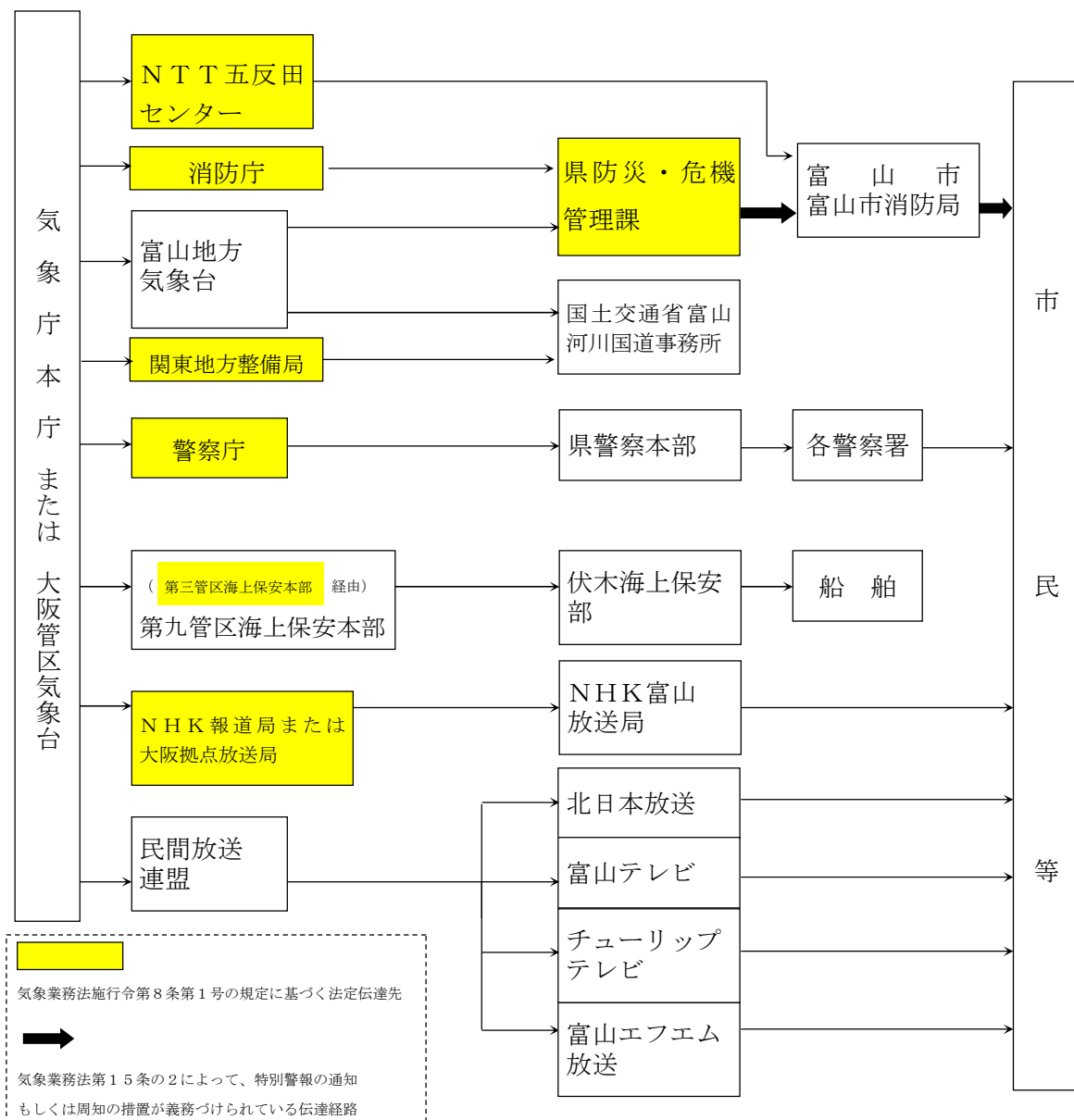
(出典：気象庁HP)

#### 4 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、次の「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ確実に伝達する。

また、津波警報・注意報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

津波警報等伝達系統図



※全国瞬時警報システム（J-アラート）を活用した津波警報、注意報の自動同報システム：津波予報区が富山県である津波警報・注意報について、発表後、防災危機管理課にあ

る受信設備を介して、直ちに沿岸部に整備されている同報無線にて放送される。

## 5 津波発生時における水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮により、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、災害が津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事するものの安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

国土交通大臣又は知事は、津波警報が発表される等必要と認めるときは、対象とする河川等（資料2-2）について、津波に係る水防警報（待機）を発表し、水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告する。

受報及び伝達については、あらかじめ定められた伝達系統（資料4-2）により行う。

## 6 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

### (1) 津波

#### ア 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市内沿岸部（津波予報区（富山県））に津波警報又は津波注意報が発表された場合、消防部及び関係各部は、関係機関と連携し、広報車、同報無線、コミュニティFM（緊急割り込み放送）、ケーブルテレビ（災害情報放送に関する協定）、インターネット、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用し、市民等に対して安全な場所への避難を呼びかける。

なお、気象業務法では、気象庁から津波特別警報が発表された場合、その通知を受けた市町村長は、直ちに、その通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならないとなっている。さらに、多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地などの行楽地でも、サイレン・スピーカーによりその場の公衆に周知するよう努める。

なお、甚大な被害が発生し呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、市民等への周知に努める。

#### イ 市民等のとる措置

(ア) 揺れを感じなくても、津波警報、津波注意報が発表されたときは、市民等は、直ちに安全な場所に避難すること。また、津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

(イ) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

(ウ) できるだけ新しい情報を、ラジオ、テレビ、同報無線、広報車、インターネット、携帯電話などを通じて入手すること。

(エ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは行わず、速やかに海岸から離れること。

(オ) 津波は繰り返し襲ってくる場合があるので、津波警報、津波注意報が解除されるまで気をゆるめないこと。また、近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがあるため、前記に準じた措置をとること。

#### ウ 船舶等のとる措置



(ア) 共通事項

- ・ できるだけ新しい情報を、ラジオ、テレビ、同報無線、広報車、インターネット、携帯電話などを通じて入手すること。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくる場合があるので、津波警報、津波注意報が解除されるまで気をゆるめないこと。

(イ) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合

- ・ 時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

(ウ) 津波注意報が発表された場合

- ・ 在港船舶等は、必要に応じて直ちに避難できるように準備すること。
- ・ 港内における荷役、給油、工事、作業、行事は中止し、工事、作業現場においては資機材等の流出防止措置をとること。

(エ) 津波警報が発表された場合（時間的余裕があるときのみ）

- ・ 在港船舶で港外退避可能な船舶は、速やかに避難すること。
- ・ 上記以外の船舶等は、可能な限り、上架、係留索強化等の最善の措置をとり、速やかに安全な場所へ避難すること。
- ・ 工事、作業現場においては、可能な限り資機材等の流出防止措置をとり、速やかに安全な場所へ避難すること。
- ・ 入港しようとする船舶は、原則として入港を見合わせること。

エ 防災行政無線（同報系）の自動放送内容例（海岸付近のみ放送されます。）

【大津波警報、津波警報、津波注意報】

種類	放送される基準	自動放送内容例
大津波警報 （東日本大震災クラス） 特別警報	富山県において予想される津波の高さが3mを超える、東日本大震災クラスの津波の到達が予想される場合	消防サイレン （3秒吹鳴・2秒休止×3回） 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （2回繰り返す）
大津波警報 （東日本大震災クラス以外） 特別警報	富山県において予想される津波の高さが3mを超える津波の到達が予想される場合	
津波警報	富山県において予想される津波の高さが1mを超え、3m以下の津波の到達が予想される場合	消防サイレン （5秒吹鳴・6秒休止×2回） 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （2回繰り返す）
津波注意報	富山県において予想される津波の高さが0.2m以上、1m以下の津波の到達が予想される場合	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。 （3回繰り返す）

(2) 地震

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、関係各部班は、広報車等を活用し、市民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い市民に注意を喚起する。その際、要配慮者への呼びかけに配慮する。

なお、甚大な被害が発生し呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、市民への周知に努める。

ア 防災行政無線（同報系）の音声情報【緊急地震速報】

放送される基準	自動放送内容例
富山県東部において震度5弱以上の地震の到達が予想される場合	緊急地震速報チャイム音 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」 (3回繰り返した後) 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン）

【震度速報】

放送される基準	自動放送内容例
富山県東部において震度5弱以上を観測した場合	上りチャイム音（ピンポンパンポン） 「こちらは防災富山市です。震度5弱（※）の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」 (3回繰り返した後) 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン） ※震度は観測した数値を放送します。

イ その他

<p>[呼びかけの例]</p> <p>こちらは、富山市災害対策本部です。</p> <p>ただいま、市内で大きな地震がありました。</p> <p>火を消してください。</p> <p>津波やがけ崩れの危険のある地区の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。</p> <p>今後、余震が続くと思われます。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板等が落ちてきたり、崖崩れ等が発生する場合がありますので、十分注意してください。</p> <p>テレビやラジオの情報に注意し、落ちついて行動してください。</p>
---

**第2節 動員配備**

防災危機管理部 建設部 消防部  
企画管理部 関係各部

災害応急対策活動を円滑に実施するため、平素より各防災関係機関は防災組織計画を確立しておき、非常の際には、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、これに基づき速やかに災害応急対策要員を動員確保するものとする。

**1 市の配備基準**

(1) 消防部及び上下水道部を除く市職員

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4の地震が発生したとき。</li> <li>・津波警報が発表されたとき。</li> <li>・市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数の人員を配置して、主として情報収集に当たる体制 (主として情報連絡活動に当たり、状況によっては速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制)</li> </ul>
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。</li> <li>・大津波警報が発表されたとき。</li> <li>・市長(本部長)が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 (事態の推移によっては、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制)</li> </ul>
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・市長(本部長)が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制</li> </ul>

(2) 消防部及び上下水道部の市職員

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4の地震が発生したとき。</li> <li>・津波警報が発表されたとき。</li> <li>・市長(本部長)が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職全員及び職員の3分の1程度を各所属に配備し、応急対策活動に当たる。</li> </ul>
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・大津波警報が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員をもって応急対策活動に当たる。</li> </ul>

	・市長（本部長）が必要と認めたとき。	
--	--------------------	--

※市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記(1)(2)の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

※各部長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認める時は、独自の配備体制を発することができる。

## 2 参集場所等

第2編第2章第4節「動員配備」に準ずる。

なお、参集場所への登庁が困難な場合は、①防災行政無線を設置している市の機関、②①以外の市の機関の順序で登庁する。

## 3 動員配備の伝達

### (1) 勤務時間内

応急対策組織設置の通知（本章第3節「組織体制の確立」を参照。）とあわせて、防災危機管理部防災危機管理課が庁内放送、防災行政無線等により庁内各部局（出先機関を含む。）に伝達する。

### (2) 勤務時間外

指定職員については、消防局通信指令課又は防災危機管理部防災危機管理課が防災ファックス等で伝達し、若しくは自らテレビ、ラジオ等により情報把握する。指定職員はこれをあらかじめ定めた連絡系統にしたがって関係職員に伝達する。

その他の職員については、上記の伝達又は1配備基準に該当する災害事象をもって伝達に替える（自動発令）。電話回線途絶等の場合、職員は、テレビ、ラジオにより震度情報、津波予報の把握に努め、配備基準に従って参集する。

なお、災害事象によって配備基準の判断が困難な場合は、上位の配備基準により参集する。

## 4 要員配備の調整

第2編第2章第4節「動員配備」に準ずる。

## 第3節 組織体制の確立

防災危機管理部 本部室 建設部  
財務部 企画管理部 こども家庭  
部 関係各部

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	(1) 第2非常配備、第3非常配備となったとき。 (2) 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

#### (2) 廃止基準

災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、(1)の体制を廃止する。

#### (3) 職務権限の代行

震災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲順位を次のとおりとする。

①副市長 ②上下水道事業管理者 ※副市長が複数の場合は富山市副市長の事務分担等に関する規則第4条による

### 2 設置の通知

本章第2節「動員配備」に定める動員配備の伝達にあわせて通知する。

### 3 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部及び災害対策本部室の設置場所

災害対策本部は市本庁舎及び各出先機関庁舎とし、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市本庁舎危機事象対策本部室に設置する。本部室を所定の場所に設置できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

#### (2) 災害対策本部の設置準備

##### ア 庁舎の被害状況の把握

財務部管財班は、庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては、本部室に報告する。

行政サービスセンター他出先機関については、各々の施設管理者が同様の対応をとる。

##### イ 職員の被災状況の把握

企画管理部職員班は、勤務時間内の発災の場合、富山市本庁舎消防計画に基づき、こども家庭部こども健康班、自衛消防隊と連携し、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷等

の状況を把握する。また、必要に応じて応急救護所を設置し、避難誘導、応急手当を施すとともに、本部室に報告する。

勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ 通信機能の確保

防災危機管理部総務班は、防災行政無線等の無線通信手段の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

(3) 防災関係機関等への通知・発表

災害対策本部を設置した場合、直ちにその旨を通知・発表する。

ア 富山県（防災・危機管理課） ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

4 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び分掌事務は、第1編第7節「市災害対策本部の組織」のとおりである。

#### 第4節 災害情報の収集・伝達・共有

本部室 消防部 関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は防災関係機関と連携し、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

具体的な情報の収集等については、第2編第2章第6節「災害情報の収集・伝達・共有」に準ずる。

#### 第5節 消防活動

消防部

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全機能を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「消防活動」に準ずる。

#### 第6節 広 報

企画管理部 関係各部

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。この際、在住外国人のために多言語化に努める。

なお、市民への情報提供に当たっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「広報」に準ずる。

市民生活部 関係各部

## 第7節 災害ボランティアとの連携

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。また、災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアが円滑に救援活動が行えるよう、地域住民との情報交換や協働できる体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入に際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施を図られるよう支援に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「災害ボランティアとの連携」に準ずる。

関係各部

## 第8節 市内民間団体等からの人員の確保

地震災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第10節「市内民間団体等からの人員の確保」に準ずる。

本部室 消防部 企画管理部

## 第9節 広域応援要請

大規模地震発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「広域応援要請」に準ずる。



## 第10節 自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模地震が発生したとき、市民の生命又は財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効果的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な要請依頼については、第2編第2章第12節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に準ずる。

## 第11節 災害救助法の適用

本部室 関係各部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法の適用基準を満たす場合は、保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。このため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第13節「災害救助法の適用」に準ずる。

## 第12節 救助・救急

本部室 消防部 福祉保健部 病院事業部

大規模地震が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第14節「救助・救急」に準ずる。

## 第13節 医療救護

大規模な地震が起きると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する可能性がある。また、医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する可能性がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握するとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

具体的な施策については、第2編第2章第15節「医療救護」に準ずる。

## 第14節 避難指示、避難誘導、避難所の開設

本部室 消防部 福祉保健部  
こども家庭部 市民生活部  
教育部

### 1 避難指示

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- ① 地震による火災の拡大により、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて津波からの避難の必要が認められるとき若しくは津波警報等を覚知したとき。
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。
- ④ 地震による土砂災害の発生の可能性があり、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき（特に降雨に留意する。）。
- ⑤ 地震により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- ⑦ その他災害の状況により、市長が認めるとき。

### 2 避難指示等の実施責任者

第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

なお、高齢者等避難の項は適用しない。

### 3 避難指示の内容及び市民への伝達

第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

なお、市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

### 4 警戒区域の設定等

第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

### 5 避難誘導

第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

なお、津波災害が発生し、避難指示をした場合は、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行うものとする。避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮するものとする。また、津波警報が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておくものとする。

## 6 避難所の開設

第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

## 7 避難者名簿の作成

第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

## 8 避難に関する市民・事業所の対応

津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

市民・事業所は、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、以下の情報把握に努め、避難の準備、自主避難等を行う。

- (1) 地震・津波情報、津波予報の発表状況（テレビ・ラジオ・インターネット）
- (2) 自宅、事業所周辺の状況

避難指示が発表された場合は、これに従う。

津波からの避難の場合は、海岸部とは反対の方向へ逃げる、最寄りの高台へ逃げる、津波避難施設（資料6－2参照）へ逃げるなど素早い逃避行動をとるものとする。

なお、避難の際は、高齢者、障害者等の要配慮者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設、医療機関等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。

## 第15節 避難所の運営

福祉保健部 企画管理部 市民生活部 消防部

大規模地震発生時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所の適切な管理運営を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第17節「避難所の運営」に準ずる。

## 第16節 要配慮者の安全確保

福祉保健部 こども家庭部  
市民生活部 教育部 企画管理部  
商工労働部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者は、地震発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、地震発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者、外国人では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

具体的な施策については、第2編第2章第18節「要配慮者の安全確保」に準ずる。ただし、在宅の要配慮者の安否確認については、市内において震度5弱以上の地震を観測した場合に行うこととする。また、富山地方気象台が震度6弱以上の地震を観測し発表したときは、原則として臨時休校等の措置をとるものとする。

## 第17節 重要道路の確保

本部室 建設部 消防部 環境部

地震により道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急措置を行い、効率的な防災活動が展開可能になるよう努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「重要道路の確保」に準ずる。

## 第18節 輸送手段の確保

本部室 財務部 農林水産部 市  
民生活部

地震発生時における応急対策を実施するに当たり、被災者及び応急対策従事者の移送あるいは災害応急対策物資、資材の輸送等を迅速、的確に行うため、輸送手段を適正に判断し、緊急通行車両等の確保を速やかに行う。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「輸送手段の確保」に準ずる。ただし、緊急通行車両の確認申請の準備については、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合に行う。

## 第19節 物資・資機材の調達

本部室 関係各部

地震発生時において、災害応急活動に必要な物資・資機材が市のみでは調達困難な場合は、応援協定締結市及び関係団体等に応援を求めるものとし、市は、必要な物資等を把握し、迅速な要請を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第21節「物資・資機材の調達」に準ずる。

## 第20節 給 水

上下水道部

地震発生時にはライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が課題となる。また、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。また、状況に応じて、飲料水兼用耐震性貯水槽や消雪井戸利用緊急用給水栓を活用し、水を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第22節「給水（水道水）」に準ずる。

福祉保健部 財務部 農林水産部

## 第21節 食料等の供給

大規模地震発生時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第23節「食料等の供給」に準ずる。

福祉保健部 財務部 商工労働部

## 第22節 生活必需品等の確保

大規模地震発生時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第24節「生活必需品等の確保」に準ずる。

環境部 建設部

## 第23節 し尿及び廃棄物の収集処理

大規模地震発生時には、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

具体的な施策については、第2編第2章第25節「し尿及び廃棄物の収集処理」に準ずる。

## 第24節 保健衛生

福祉保健部

大規模地震発生時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第26節「保健衛生」に準ずる。

## 第25節 市民からの通報・問い合わせの処理

本部室 企画管理部 市民生活部

市民からの被害情報等に関する通報があった場合、情報を的確に処理し、情報の効果的な活用を図り、必要に応じ関係部班や県・関係機関に報告する。

また、市民からの応急対策の実施状況等の問い合わせに備え、各部班が連携して被害情報等を把握し、市民に適切に情報を提供できるよう努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第27節「市民からの通報・問い合わせの処理」に準ずる。

## 第26節 社会秩序の維持

市民生活部 商工労働部  
関係各部

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害発生直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、市は、関係機関等との緊密な連携のもとに、警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災者の生活再建へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第28節「社会秩序の維持」に準ずる。



## 第27節 遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬

福祉保健部 環境部 市民生活部  
消防部

大規模な地震が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を取りつつ、遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第29節「遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬」に準ずる。

## 第28節 ライフラインの応急対策

本部室 上下水道部 関係各部

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン関係事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第30節「ライフラインの応急対策」に準ずる。

## 第29節 公共施設等の応急復旧

関係各部

市庁舎、市立小・中学校、医療機関、道路等その他公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修復工事を施工するものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。

なお、ライフライン各事業者と十分な連携をとる。

具体的な施策については、第2編第2章第31節「公共施設等の応急復旧」に準ずる。



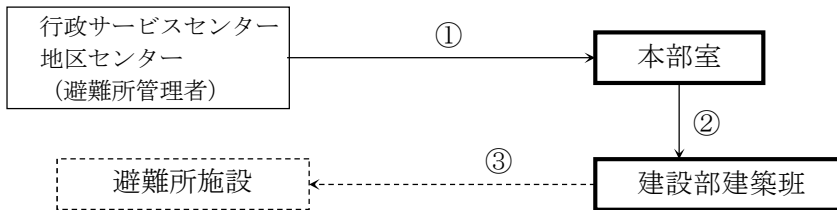
**第30節 二次災害の防止**  
 （避難所施設等の点検、応急危険度判定など）

本部室 建設部 財務部  
 活力都市創造部 関係各部

1 応急危険度判定等による二次災害防止

余震等による市所管建築物の倒壊、部材の落下や宅地の破壊による二次災害を防止するため、関係各部班は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報を行う。また、地震により建物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地の破壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

(1) 避難所施設の点検



- ① 行政サービスセンター、地区センター（地区センター要員）又は避難所管理者は、避難所を開設するに当たって当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、本部室に対して専門職員による点検を要請する。
- ② 点検の要請を受けた本部室は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。
- ③ 点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の応急危険度判定等の点検を行う。

なお、要員等が不足する場合は、災害対応協定に基づき、地元判定士や関係部局県に応援を求める。

危険性が認められるときは、立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を実施する。

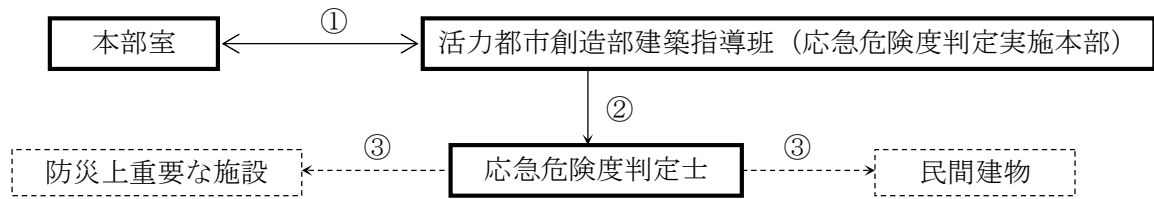
(2) 被災建築物応急危険度判定

活力都市創造部建築指導班は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、応急危険度判定実施本部を設け、その旨を災害対策本部に報告する。この際、避難弱者の多い民間建物（病院、老人福祉施設等）等の防災上重要な施設は、本部室からの要請を受け、優先的に判定活動を実施する。他の民間建物は、応急危険度判定実施本部が作成する判定実施計画に基づき、判定活動を行う

なお、判定作業の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ・ 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- ・ 判定作業は2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- ・ 出勤に当たって、腕章、判定票、記録用紙等を配付する。
- ・ 建築士会等民間団体から協力の申し出があった場合は、活力都市創造部建築指導

班が効果的な活動のための必要な調整を行う。



① 情報収集及び防災上重要な施設の判定要請

ア 被災建築物の状況、被害の程度等の情報を本部室と連携し、収集する。

② 被災建築物応急危険度判定士への参加要請

ア 市は、市内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

③ 被災建築物応急危険度判定の方法

ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（（一財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。

イ 市は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ 判定作業は、2名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見えやすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市にその結果及び被害の状況を報告する。

カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

(3) 被災宅地危険度判定

作業手順及びフロー図は、(2)に準ずるものとする。

① 被災宅地応急危険度判定の実施

ア 市は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。

イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

② 被災宅地危険度判定士への参加要請

ア 市は、市内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

③ 被災宅地危険度判定の方法

ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。

イ 市は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ 判定作業は、3名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見えやすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市にその結果及び被害の状況を報告する。

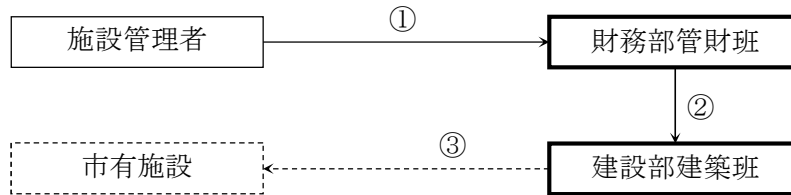
カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

(4) 空家等の応急措置

活力都市創造部建築指導班は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保する必要があると認めるときは、必要最小限度の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、倒壊等の危険性がある空家等の全部又は一部の除却等を行うものとする。

2 市所管建築物等の点検

(1) 市有施設の点検



① 市有施設の管理者（1 (1)の避難所施設を除く。）は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、財務部管財班に対して専門職員による点検を要請する。

② 点検の要請を受けた財務部管財班は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③ 点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の点検を行う。

なお、要員等が不足する場合は、県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2) 市所管道路、橋梁等構造物の点検

建設部道路整備班、道路河川管理班、道路構造保全対策班は、地震後市の所管する道路、橋梁等構造物の点検を実施する。

3 水害・土砂災害対策

(1) 水防活動

地震後の降雨等による水防活動については、別に定める「水防計画」による。

なお、危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の市民に対して、避難の呼びかけ又は指示を行うとともに、避難所の開設等、被災者の保護を行う（第2編第2章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」参照）。

(2) 土砂災害警戒活動

地震災害の発生後、降雨等により土砂災害の発生が予測される場合、建設部道路整備班、河川整備班、農林水産部関係班及び地域部関係班は、危険区域の警戒巡視等を行う。

なお、市内の土砂災害危険箇所数は資料3-1のとおりである。

4 爆発物・有害物質による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）

爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、関係各部班は、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・

呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

- (1) 危険物施設
- (2) 火薬保管施設
- (3) ガス施設
- (4) 毒劇物施設
- (5) 放射性物質施設
- (6) その他二次災害の危険性があると判断する施設

#### 5 二次災害防止のための市民への呼びかけ

関係各部班は、1～5の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、第2編第2章第8節「広報」により広報活動を行う。

### 第31節 孤立地域対策

本部室 財務部 福祉保健部 建設部 関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域においては、常にこのことを念頭に置き、優先すべき事項を適切に判断し、応急対策を講ずる。

具体的な施策については、第2編第2章第33節「孤立地域対策」に準ずる。

### 第32節 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部 市民生活部 活力都市創造部 財務部 福祉保健部 消防部

大規模地震の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。よって、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施し、住生活の安定に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第35節「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」に準ずる。

### 第33節 文教対策

教育部

大規模地震により児童、生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第36節「文教対策」に準ずる。

## 第34節 農林水産業対策

農林水産部

大規模地震の発生により、農作物等の被害、農業用施設の損壊のほか、家畜被害、森林・林業関係被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第34節「農林水産業対策」に準ずる。

## 第35節 義援金品の受付、配付

福祉保健部 財務部

地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第37節「義援金品の受付、配付」に準ずる。